



昭和42年7月10日発行

第137号

町場 徳地 徳地 徳地 徳地
徳地 徳地 徳地 徳地 徳地
徳地 徳地 徳地 徳地 徳地
徳地 徳地 徳地 徳地 徳地

7月の税金
第2期 固定資産税
納期限
7月31日

たばこのお買いもめは
せひ、町内たばこ店で
値上げされました。
「しんせい」など二十本入を買
つた場合、たばこ一箱で、平均約
十一円弱の税金が徳地町に上つて
きます。町ではこの収入見込みを
一千万円としていますが、消費者
皆さんの協力を願います。

足登組合森林町地徳祝

森林施業の合理化

生産力の増進はかる

山形資源の開発と経営の合理化は、林家の等しく希望しているところで、園においてもさらに林業構造改善事業をとりあげ、昭和三十九年度より実施してまいります。
本町でもこのような情勢に対処するため、未端林家の組織する森林組合の拡充強化が必要で、

そのためには、森林組合の合併が先決であるとして、さる昭和三十九年十一月以来、各森林組合首脳と再三にわたり意見交換、調査研究を重ねた結果、合併実現にふみきり、四月六日合併推進協議会が発足、以来あらゆる調査、研究の末、本年五月二日、合併推進契約書調印を終り、五月七日日組合同ごに合併總會が開催され、七月一日を合併期日とする決議がなされました。

このことは、設立委員および関係機関ならびに組合員各位の協力一致の結果であり、大いに今後の発展が期待されるわけです。
この新組合は、
徳地町森林組合
と称し、事務所を旧八坂森林組合の事務所に移し、各支所を旧各地区組合事務所におきます。

合併後3ヶ年の事業計画の概要
合併初年度の主な事業は、販売、購買および利用ならびに融資取組事業で、指導事業は第2年度より拡充する計画となっている。部門別事業の年次別計画は、次の表のとおりとなっている。初年度の販売部門については取扱品目および取扱期間などの関係等を考慮した計画であり、その他の部門においてはおおむね通常の計画である

区分	年度	事業取扱計画	収	益	事業伸張率	手数料率	
指導部門	初2	115	△	26	100.0	2%~9%	52.5
	2	45	△	170	152.5		
	3	45	△	170	152.5		
販売部門	初2	36942	2165	100.0	2%~9%	42.3	
	2	52570	2480	142.3			
	3	59920	2634	162.2	15.2		
購買部門	初2	15469	1332	100.0	6%~9%	10.6	
	2	16427	1516	106.2			
	3	16822	1561	108.7	10.2		
利用部門	初2	38479	4041	100.0		10.7	
	2	41315	4055	107.4			
	3	42645	4270	110.8	10.4		
金融部門	初2	13150	66	100.0	0.1%	10.2	
	2	13500	67	102.7			
	3	14500	72	111.1	10.7		
総計	初2	104155	7584	100.0		11.5	
	2	123857	7948	115.3			
	3	133932	8367	128.6	10.8		

役員および任期
役員(氏名は別記のとおり)は理事十五人、監事五人で任期は三年です。ただし理事五人で初期の役員任期は、創立後一年以内となつております。
総会
毎年一回、通常総会が開催されます。また定款の規定により臨時総会を開くことができます。
臨時総会
総代会は総会を代る議決機関でありませんが、つきのことば議決できないことになつております。
役員の名簿
議決の便宜
組合員は一口以上持たなければならず、その付帯事業に要する経費に對し、賦課金を徴収することになります。
5 4 3 2 1
役員氏名(順本席)
清水(清中) 久米利出(出志)
岸本孫一(一々) 池田(章(々))
徳地町森林組合
組合長 清水 清
私ごと

最近、林業をとりまく諸条件には厳しいものがあり、都市と農村の格差等、これからの林業には幾多の困難も予想され、新組合の使命は誠に重大で、私たち組合員は一体となつて、林業近代化への新しい手として、努力したいと考えられております。
皆さまの積極的ご支援、ご協力をお願いしてやみません。
たに山口県母子福祉協力が設置せられ、母子相談員の活動に協力する制度ができました。本町では次の二名の方が協力員として知事より任命され、今後お世話されることになりました。
大宇島地 宇佐川ツタ
八坂 山本 清子
母子福祉協力のしごとは、一、母子相談員の職務遂行について協力する。
二、母子福祉資金の貸付および償還についての指導。
三、内職、職業などあつせんなど経済的自立更生の指導。
四、両親または父兄は欠く児童の就職を容易にするための協力。
五、町長、民生児童委員、福祉事務所、児童相談所、保健所、職業安定所、授産所、母子寮、保育所、学校その他関係機関との連絡を密接にして母子福祉の成果に努めること。
六、地域内の未亡人団体の健全な発展育成。
以上協力員の名簿は事務ですが、協力員は、その取扱う仕事については絶対に秘密を守ることになつておりますので安心してご相談下さい。



7月1日午前10時から、八坂公民館において、県産部長代理をはじめ多数の来賓、役員等が一堂に会し、徳地町森林組合が誕生しました。新組合の前途は多岐なものがありますが、反面、町の発展を左右する林業構造改善事業の推進母体として、その活動が期待されます。写真はあいさつする初代組合長、清水清さん(串地出身)

合併後3ヶ年の事業計画の概要
合併初年度の主な事業は、販売、購買および利用ならびに融資取組事業で、指導事業は第2年度より拡充する計画となっている。部門別事業の年次別計画は、次の表のとおりとなっている。初年度の販売部門については取扱品目および取扱期間などの関係等を考慮した計画であり、その他の部門においてはおおむね通常の計画である

区分	年度	事業取扱計画	収	益	事業伸張率	手数料率	
指導部門	初2	115	△	26	100.0	2%~9%	52.5
	2	45	△	170	152.5		
	3	45	△	170	152.5		
販売部門	初2	36942	2165	100.0	2%~9%	42.3	
	2	52570	2480	142.3			
	3	59920	2634	162.2	15.2		
購買部門	初2	15469	1332	100.0	6%~9%	10.6	
	2	16427	1516	106.2			
	3	16822	1561	108.7	10.2		
利用部門	初2	38479	4041	100.0		10.7	
	2	41315	4055	107.4			
	3	42645	4270	110.8	10.4		
金融部門	初2	13150	66	100.0	0.1%	10.2	
	2	13500	67	102.7			
	3	14500	72	111.1	10.7		
総計	初2	104155	7584	100.0		11.5	
	2	123857	7948	115.3			
	3	133932	8367	128.6	10.8		

区分	年度	収	益	剰余金
事業管理	初2	△ 7415	35	204
	2	△ 7762	70	256
	3	△ 8168	75	274

母子福祉協力員
新しく設置せらるる
母子福祉協力のしごとは、一、母子相談員の職務遂行について協力する。二、母子福祉資金の貸付および償還についての指導。三、内職、職業などあつせんなど経済的自立更生の指導。四、両親または父兄は欠く児童の就職を容易にするための協力。五、町長、民生児童委員、福祉事務所、児童相談所、保健所、職業安定所、授産所、母子寮、保育所、学校その他関係機関との連絡を密接にして母子福祉の成果に努めること。六、地域内の未亡人団体の健全な発展育成。
以上協力員の名簿は事務ですが、協力員は、その取扱う仕事については絶対に秘密を守ることになつておりますので安心してご相談下さい。

徳地町森林組合
と称し、事務所を旧八坂森林組合の事務所に移し、各支所を旧各地区組合事務所におきます。
合併後3ヶ年の事業計画の概要
合併初年度の主な事業は、販売、購買および利用ならびに融資取組事業で、指導事業は第2年度より拡充する計画となっている。部門別事業の年次別計画は、次の表のとおりとなっている。初年度の販売部門については取扱品目および取扱期間などの関係等を考慮した計画であり、その他の部門においてはおおむね通常の計画である

印紙税は

このように変つた

印紙税法が全文改正され、この7月1日から実施されました。そのなかから、日常私たちの生活に一番関係の深い事項のみ抜き出して、おしらせします。

- 不動産などの譲渡に関する契約書
 - 地上権または土地の賃借権の設定または譲渡に関する契約書
- | 契約金額 | 1万円未満 | 非課税 |
|-------------|-------|-----|
| 10万円以下 | 50円 | |
| 10万円をこえ | | |
| 50万円以下200円 | | |
| 50万円をこえ | | |
| 100万円以下500円 | | |
| 100万円をこえ | 1千円 | |
| 500万円をこえ | 1千円 | |
| 1千円以下 | 2千円 | |

以下3段階を省略

- 請負に関する契約書
- | 契約金額 | 1万円未満 | 非課税 |
|----------|-------|-----|
| 10万円未満 | 20円 | |
| 10万円以上 | | |
| 200万円以下 | 200円 | |
| 200万円をこえ | | |
| 300万円以下 | 500円 | |
| 300万円をこえ | | |
| 500万円以下 | 1千円 | |
| 500万円をこえ | | |
| 1000万円以下 | 2千円 | |

以下4段階を省略

- 約束手形または為替手形
- | 手形金額 | 10万円未満 | 非課税 |
|--------------|--------|-----|
| 20万円以下 | 20円 | |
| 20万~30万円以下 | 30円 | |
| 30万~50万円以下 | 50円 | |
| 50万~100万円以下 | 100円 | |
| 100万~200万円以下 | 200円 | |
| 200万~300万円以下 | 300円 | |
| 300万~500万円以下 | 500円 | |

以下3段階を省略(次号につづく)

母子福祉協力員
新しく設置せらるる
母子福祉協力のしごとは、一、母子相談員の職務遂行について協力する。二、母子福祉資金の貸付および償還についての指導。三、内職、職業などあつせんなど経済的自立更生の指導。四、両親または父兄は欠く児童の就職を容易にするための協力。五、町長、民生児童委員、福祉事務所、児童相談所、保健所、職業安定所、授産所、母子寮、保育所、学校その他関係機関との連絡を密接にして母子福祉の成果に努めること。六、地域内の未亡人団体の健全な発展育成。
以上協力員の名簿は事務ですが、協力員は、その取扱う仕事については絶対に秘密を守ることになつておりますので安心してご相談下さい。

